

# 駅前再開発で住民投票実施を

## 泉市長に直接請求 有効署名2万0196人添え

明石駅前の再開発計画を全市民が参加する住民投票によって賛否を反映するように求めた、地方自治法にもとづく「直接請求」が10月30日午後4時、市民みんなで決める住民投票を実現する会から泉市長に提出されました。各界19名の請求代表者が8月25日から1カ月間、約1600人の受任者の協力によって収集した有効署名2万0196名の署名簿を添えて、税金をムダ遣いし、明石駅前らしいまちの景観を損なう計画を抜本的に見直すよう求めた「市民の意思」が託されました。

住民投票条例請求書を受け取った泉市長は「2万人の有効署名は重く受け止めている。十分検討して、市長としての意見は意見書で明らかにしたい」と答えました。

市長は20日以内に市議会を招集し、審議されます。再開発問題はいよいよ、11月19日開会が予定されている臨時市議会に焦点が移ります。



(住民投票の会とみんなの会メンバーが見守る中、松本誠・筆頭請求代表者から泉房穂市長に住民投票条例請求書を署名簿とともに手渡す＝明石市役所3階会議室)

## さっそく明石駅前で報告の街頭活動、街宣車は全市巡回

住民投票条例請求書を市長に提出した後5時前から、住民投票の会はメンバー10名が明石駅前広場で夕闇せまる中で約1時間、さっそく報告の街頭活動を行い、住民投票ニュース号外を配布しました。また、住民投票の会の宣伝カーは市内に繰り出して、いよいよ住民投票実現への舞台が市長と市議会の動向に移ったことを市民に報告しました。

住民投票の会は当面、市民向けに宣伝カーを市内に巡回させるとともに、市議会議員に提出している公開質問書について一人ひとりの議員との面談を続ける計画です。

10日から市議会の議会報告会

11日まで5カ所で5回

(裏面に日程表掲載)

市民みんなで決める住民投票を実現する会(略称:駅前再開発・住民投票の会) 明石駅前事務所  
明石市本町1-6-3(明石銀座通り、魚の棚入口南) TEL/fax 078-911-5015 E-mail:jumintohyo2012@gmail.com  
□会費、カンパ振込先 郵便振替口座 00940-8-255443 □口座名 明石駅前再開発・住民投票の会

## 焦点1 「住民投票賛成」を公言していた泉市長は どのような意見を付けるか？

「市民推薦候補」を自認して市長選に立候補した泉市長は、その後も機会あるごとに「住民投票は賛成です」と話してきました。直接請求に対して、市長は議会に住民投票の実施を求める市民請求の条例案を提案する際に意見を付けます。泉市長が再開発計画に関する住民投票の実施についてどのような意見を付けるか、市議会の審議にも影響を与えることから注目されます。



泉市長への直接請求提出後の記者会見（30日午後4時過ぎ、明石市役所3階会議室）

## 焦点2 市議会はどのような審議をおこない、 どのような議決をするか？

明石市議会は一昨年3月、「明石市の憲法」とされる自治基本条例を大半の議員の賛成で可決し、同4月から施行しました。市政運営の原則に「参画と協働」「情報の共有」を掲げ、14条では住民投票の条項も明記しています。すなわち「将来にわたって明石市に重大な影響を及ぼすと考えられる事項について、住民が市長に対して住民投票の実施を請求したときは、市長は住民投票を実施しなければならない」と義務づけています。

市長も議員も、自治基本条例は遵守しなければなりません。この基本条例が施行されてから3年目。市長も議会も、住民投票をおこなうための手続きを定める常設型住民投票条例の制定を怠ってきました。このため、今回の駅前再開発計画に関する住民投票の実施を求める請求は、地方自治法にもとづく直接請求手続きによって請求されました。常設型住民投票条例が制定されていれば、議会の議決を得る必要もなく住民投票は実施されます。

このような経緯のうえで、市議会はどのような議論をおこない、どのような議決をするのでしょうか？

自治基本条例の遵守と市民意思を反映する市政の実現を図るうえで、30名の議員一人ひとりの対応が注目されます。

10日から議会報告会も5回にわたって開かれます。これにも参加して、議会に注目しましょう。

### 明石市議会 議会報告会

♪♪♪♪♪♪♪♪♪

- ①11/10(土)  
14:00-15:30  
西部文化会館
- ②11/13(火)  
19:00-20:30  
産業交流センター
- ③11/14(水)  
19:00-20:30  
西部市民会館
- ④11/15(木)  
19:00-20:30  
生涯学習センター
- ⑤11/16(金)  
19:00-20:30  
サン・ライブ明石